

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第326号)

平成16年9月21日

横情審答申第326号

平成16年9月21日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年12月19日道港北土第329号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「道路占用について(新規)(平成13年度道港北土第6208号)」、「道路占用について(新規)(平成14年度道港北土第4066号)」及び「道路占用について(新規)(平成14年度道港北土第4068号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「道路占用について(新規)(平成13年度道港北土第6208号)」、「道路占用について(新規)(平成14年度道港北土第4066号)」及び「道路占用について(新規)(平成14年度道港北土第4068号)」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「道路占用について(新規)(平成13年度道港北土第6208号)」(以下「文書1」という。)、「道路占用について(新規)(平成14年度道港北土第4066号)」(以下「文書2」という。)及び「道路占用について(新規)(平成14年度道港北土第4068号)」(以下「文書3」という。以下文書1から文書3までを総称して「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成14年9月25日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号、第3号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 本件申立文書のうちの道路占用許可申請書(以下「申請書」という。)に記録されている担当者氏名及び文書1のうちのガス管新設及び仮設並びに廃止図に記録されている個人の氏名(個人の印影)は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、本号に該当する。

イ 文書2のうちの工事概要図に記録されている電柱番号は、電力供給の地下埋設管と直結する電柱を表現するもので、電柱番号により地下埋設管を含めた電力供給経路が明確となるため、開示すると当該電柱から直接引き込みを行っている個人の権利利益を害するおそれがあり、本号に該当する。

(2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

文書3のうちの工事概要図に記録されている電柱番号は、電力供給の地下埋設管と直結する電柱を表現するもので、電柱番号により地下埋設管を含めた電力供

給経路が明確となるため、開示すると当該電柱から直接引き込みを行っている法人の事業活動その他の権利利益を害するおそれがあり、本号に該当する。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 本件申立文書のうちの申請書に押印されている法人代表者印の印影は、開示することにより、印影が偽造されるなどして、特定の法人の財産権を侵害するおそれがあり、本号に該当する。

イ 本件申立文書のうちの断面図には、ガス・電気及び他の占用企業の供給施設の内容、位置、種類及び構造が明確かつ詳細に記録され、これらの供給施設は、安全で快適な都市生活を営むうえで必要不可欠なものであり、これらの施設に対して人為的な危害が加えられた場合、市民生活に重大な支障を及ぼすとともに市民生活に混乱をもたらす。よって、第三者が容易に供給施設に危害を加えることが可能な情報であり、本号に該当する。

ウ 文書1のうちの地下埋設物件平面図及び文書3のうちの工事概要図に記録されている埋設管の構造に係る数値は、上記イと同様の理由により、本号に該当する。

エ 文書2及び文書3のうちの工事概要図に記録されている電柱番号は、電力供給の地下埋設管と直結する電柱を表現するもので、電柱番号により地下埋設管を含めた電力供給経路が明確となり、安全で快適な都市生活を営むうえで、必要不可欠な電力施設に対して人為的な危害が加えられた場合、市民生活に重大な支障を及ぼすとともに混乱をもたらす。よって、開示することで第三者が容易に供給施設に危害を加えることが可能な情報であり、本号に該当する。

オ 文書3のうちの図面に記録された顧客法人名等当該法人を特定し得る情報については、開示することで法人の位置・電気供給経路が明確となり、法人の財産権を侵害するおそれがある。また、顧客法人民地内詳細図についても、民地内の配管位置等詳細な情報が記録され、犯罪等により法人の財産権が侵害されるおそれがあり、本号に該当する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申請書中の担当者の氏名については、横浜市道路占用規則（昭和32年3月横浜市規則第17号）等により公表されるものである。そのため、公開を拒む法益を有しない。
- (2) 申請書中の個人の印影については、平成14年9月12日最高裁判所判決（平成11年

(行ヒ)第50号。以下「最高裁判決」という。)が指摘するように、申請書に個人が印鑑登録済の印影(実印)を押捺することは考えられない。

- (3) 申請書中の埋設物及び電柱に係る情報(図面、番号、構造及び数値等のデータ類)は、ガス及び電気というライフラインに係る情報であり、インターネット(新聞)記事にあるように、専門の業者ですら取扱いを間違えれば事故につながる。

したがって、何人にとっても危険回避や避難路の確保等に必要な情報であり、条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号には該当せず、むしろ同項第2号ただし書イ及び第3号ただし書に該当し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる。

情報がたとえ第三者の所有する民地内に存在するとしても、同様である。

- (4) 平成14年12月24日大阪高等裁判所判決(平成13年(行コ)第67号。以下「大阪高裁判決」という。)では高槻市の民間施設についてこれらの情報の公開を命じている。平成15年1月8日、同市は上告を断念したと報じられている。よって、上記(3)の情報は開示されるべきである。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、道路法(昭和27年法律第180号)第32条の規定に基づき占用企業者が道路に物件、施設等を設け、継続的に使用するために行った道路占用許可申請を受けて、土木事務所において審査し許可を決定した際に、実施機関が作成した決裁文書である。

文書1は、東京瓦斯株式会社神奈川導管ネットワークセンター(以下「東京ガス・ネットワークセンター」という。)の道路占用許可申請に基づく決裁文書であり、起案用紙、道路占用許可書(案)、内訳書、道路使用(占用)許可協議書、申請書(案内図、ガス管新設及び仮設並びに廃止図、掘削予定表、地下埋設物件平面図、断面図を含む。)で構成されている。

文書2は、東京電力株式会社鶴見支社(以下「東電・鶴見支社」という。)の道路占用許可申請に基づく決裁文書であり、起案用紙、道路占用許可書(案)、内訳書、申請書(案内図、平面図、断面図、工事概要図等を含む。)で構成されている。

文書3は、東電・鶴見支社の道路占用許可申請に基づく決裁文書であり、起案用紙、道路占用許可書(案)、内訳書、道路使用(占用)許可協議書、申請書(案内図、平面図、断面図、工事概要図、顧客法人民地内詳細図、埋設管の構造に係る数値等を含

む。)で構成されている。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうちの申請書に記録された法人代表者印の印影、本件申立文書のうちの断面図、文書1のうちの地下埋設物件平面図、文書3のうちの工事概要図に記録されている埋設管の構造に係る数値、文書2及び文書3のうちの工事概要図に記録されている電柱番号並びに文書3のうちの図面に記録された顧客法人名等当該法人を特定し得る情報については、本号に該当するとして非開示としているので、その妥当性を検討する。

ウ 本件申立文書に記録された法人代表者印の印影は、文書1が東京ガス・ネットワークセンター所長印、文書2及び文書3が東電・鶴見支社長印の印影であることが認められる。所長及び支社長はそれぞれの法人代表者から委任され外部との契約行為を行っており、これら法人の所長印及び支社長印の印影を公にすると、偽造されるなど第三者に悪用されて当該法人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当する。

断面図及び地下埋設物件平面図には、ガス・電気及び他の占用企業の供給施設の内容、位置、種類及び構造が明確かつ詳細に記録されていることが認められる。

ところで、これらの供給施設は、安全で快適な都市生活を営むうえで必要不可欠なものであり、これらの施設に対して人為的な危害が加えられた場合は、市民生活に重大な支障を及ぼすとともに市民生活に混乱をもたらすことは明らかであり、第三者が容易に供給施設に危害を加えることが可能となる情報が記録されているこれら図面は、本号に該当する。

工事概要図に記録されている埋設管の構造に係る数値は、ガス・電気及び他の占用企業の埋設管の種類及び構造が数値で記録され、断面図及び地下埋設物平面図と同様の理由により、本号に該当する。

工事概要図に記録されている電柱番号は、電力供給の地下埋設管と直結する電柱を表すもので、電柱番号により地下埋設管を含めた電力供給経路が明確となり、断面図及び地下埋設物平面図と同様の理由により、本号に該当する。

図面に記録された顧客法人名等当該法人を特定し得る情報については、開示する

ことで法人の位置・電気供給経路が明確となり、法人の財産権を侵害するおそれがある。また、顧客法人民地内詳細図は、民地内の配管位置等詳細な情報が記録され、犯罪等により法人の財産権が侵害されるおそれがあり、本号に該当する。

エ なお、申立人は、大阪高裁判決を引用し、法人代表者印の印影を除くこれら非開示とされた情報は、条例第7条第2項第2号ただし書イ及び第3号ただし書に該当し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると主張している。

大阪高裁判決は、大阪府高槻市にある日本たばこ産業株式会社（以下「日本たばこ産業」という。）所有の組換えDNA実験施設及び病原微生物取扱実験施設の建築設計図書の開示請求に対し、高槻市が非公開とした決定を取り消したものである。この判決においては、日本たばこ産業所有の施設に伴う事業活動を「特別の安全対策なしに社会的に存立が許されない事業活動であると認められ、一般的な社会通念からすると、特別の安全対策なしに、無条件に「許された危険」として社会の認知を得たものとは認められない。」として、高槻市情報公開条例第6条第1項第2号ただし書ア「人の生命、身体又は健康を害するおそれのある事業活動」に関する情報に該当し、公開しないことができる情報にはあたらないとしたものである。

しかしながら、本件申立文書のガス・電気及び他の占用企業の供給施設並びにその事業活動は、上記の日本たばこ産業所有の施設とは異なり、一般的な社会通念からすると、上記ただし書に該当するとはいえず、条例第7条第2項第2号ただし書イ及び第3号ただし書により人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められない。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうちの申請書に記録されている担当者氏名、文書1のうちのガス管新設及び仮設並びに廃止図に記録されている個人の氏名（個人の印影）及び文書2のうちの工事概要図に記録されている電柱番号について、本号に該当するとしている。

これに対し申立人は、申請書中の担当者の氏名については、横浜市道路占用規則等により公表されるものであり公開を拒む法益を有しないとし、個人の氏名（個人の印影）については、最高裁判決を引用し、申請書に個人が印鑑登録済の印影（実印）を押捺することは考えられないので開示すべきとしているので、その妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書のうちの申請書に記録されている担当者氏名及び文書 1 のうちのガス管新設及び仮設並びに廃止図に記録されている個人の氏名（個人の印影）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

横浜市道路占用規則第11条には、占有者が占有許可の期間中、標識により掲示しなければならない事項は、「許可年月日、許可番号及び許可期間並びに占有者の住所又は所在地及び氏名又は名称」とされ、担当者の氏名は含まれていないことから、申請書に記録されている担当者氏名について、申立人の主張は当たらない。

また、個人の氏名（個人の印影）について、申立人が主張する最高裁判決の事例は、飲食業者の請求書に押捺された印影を開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められるものには当たらないとして、法人等に関する非開示情報にあたらぬとされた事例であり、本件処分の個人の氏名（個人の印影）については該当しない。

文書 2 のうちの工事概要図に記録されている電柱番号は、前記(2)ウで述べたように同項第 4 号に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性については判断するまでもない。

なお、上記において本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 3 号アの該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 3 号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 3 のうちの工事概要図に記録されている電柱番号について、

本号に該当するとしているが、前記(2)ウで述べたように同項第4号に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性については判断するまでもない。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年12月19日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年12月25日 (第4回第二部会) 平成14年12月26日 (第4回第一部会)	・諮問の報告
平成15年1月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年5月28日 (第36回第二部会)	・審議
平成16年6月25日 (第39回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成16年7月23日 (第40回第二部会)	・審議
平成16年7月30日 (第41回第二部会)	・審議